

## 荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給要綱

令和2年12月28日  
2 荒健衛第4793号  
(副区長決定)

### (通則)

第1条 荒川区発熱外来診療検査支援補助金(以下「支援補助金」という。)の支給については、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、区民が安心して身近な医療機関を受診し、及び新型コロナウイルス感染症の検査を受けることができる体制整備を推進するため、医師の判断により発熱患者等の診療及び当該発熱患者等に対する新型コロナウイルス感染症の検査を積極的に行う医療機関に対する支援を行うことにより、医療体制の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 発熱患者等 発熱その他の理由により新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者をいう。
- (3) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 診療・検査医療機関 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「事務連絡」という。)を踏まえ、東京都知事が、発熱患者等の診療及び検査を行うものとして指定した医療機関をいう。
- (5) 受診・相談センター 事務連絡を踏まえ、東京都知事が、発熱患者等に対して、医療機関の紹介等を行う窓口として設置した電話相談窓口をいう。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の検査 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査をいう。
- (7) 時間的又は空間的分離 発熱患者等の専用の診察室を設けること等により、発熱患者等とそれ以外の患者の動線又は診療時間を分離することをいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱の規定による補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす区内の医療機関とする。

- (1) 発熱患者等を診療するほか、必要に応じて当該発熱患者等に対する新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関であって、東京都から診療・検査医療機関の指定を受け、又は東京都に当該指定を申請していること。
- (2) 時間的又は空間的分離を行っていること。
- (3) 受診・相談センター、医療機関その他発熱患者等に対して医療機関を紹介する機関が紹介した発熱患者等を診療していること。

(補助事業)

第5条 この要綱の規定による支援補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が発熱患者等(外来患者に限る。)に対して新型コロナウイルス感染症の検査を実施する事業とする。

(補助対象経費)

第6条 この要綱の規定による支援補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費とする。

(補助金の額)

第7条 支援補助金の額は、補助対象経費の実支出額とする。ただし、当該実支出額が、補助事業として実施した新型コロナウイルス感染症の検査の回数に3,000円を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 支援補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、健康部長が別に定める期日までに、荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給申請書兼請求書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第9条 区長は、申請者から前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援補助金の交付を決定し、荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による給付金の支給の決定に際して、別紙の支給条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による支援補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受け取った日から起算して14日以内に第8条の規定による申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の返還等)

第11条 区長は、支援補助金の交付を受けた事業者が、次のいずれかに該当したときは、第9条第1項の規定による支援補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援補助金の支給を受けたとき。

(2) 支援補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により第9条第1項の規定による支援補助金の交付決定を取り消すときは、荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給決定取消通知書(別記第3号様式)により交付決定者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により支給の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援補助金が交付されているときは、荒川区発熱外来診療検査支援補助金返還命令通知書(別記第4号様式)により、期限を定めて、交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援補助金の交付に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

## 別紙

### 補助条件

#### 第1 交付に関する調査

区長は、支援補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。この場合において、交付決定者は、その求め又は調査に応じなければならない。

#### 第2 申請の取下げ

交付決定者は、支援補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

#### 第3 決定の取消し

1 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、支援補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 支援補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

#### 第4 補助金の返還

1 交付決定者は、支援補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援補助金が支給されているときは、区長の命令に従い、これを返還しなければならない。

2 区長は、1の規定により支援補助金の返還を命じる場合は、期限を定めるものとする。

#### 第5 違約加算金及び延滞金

1 交付決定者は、第4の1の規定により支援補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付金を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定者は、第4の1の規定により支援補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### 第6 違約加算金の計算

第5の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じた支援補助金に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた支援補助金の額に充てるものとする。

#### 第7 延滞金の計算

第5の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた支援補

助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第8 他の補助金等の一時停止

交付決定者が第4の1の規定により支援補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対し、同種の事務又は事業について支給すべき給付金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金等と未納額とを相殺することができる。

#### 第9 調書の作成

交付決定者は、給付金と支給事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後5年間保管しておかなければならない。

別記第1号様式(第8条関係)

年 月 日

荒川区長 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

### 荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給申請書兼請求書

下記のとおり関係書類を添えて申請し、補助の交付を請求します。

#### 記

1 支給申請額兼請求額( 年 月分) 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

(1) 発熱患者等に、新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該検査を実施したことが分かる資料

(2) その他区長が必要と認める書類

3 振込先

本補助金については、以下の口座に全額を振り込んで下さい。なお、請求者と口座名義人が異なる場合、口座名義人に補助金の受領に関する権限を委任します。

金融機関名		種類	口座番号						
銀行	本店	1 普通 2 当座							
金庫	支店								
組合	出張所								
フリガナ									
口座名義人									

添付書類(初回申請時のみ)

・口座情報確認のための通帳の写し(上記の口座情報が記載されている通帳の該当ページ)

別記第2号様式(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

荒川区長

印

### 荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました荒川区発熱外来診療検査支援補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

別紙交付条件のとおり

別記第3号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

荒川区長

印

### 荒川区発熱外来診療検査支援補助金取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした荒川区発熱外来診療検査支援補助金については、荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給要綱第11条第1項第 号に該当するため、同条第2項の規定により通知します。



別記第4号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

荒川区長

印

### 荒川区発熱外来診療検査支援補助金返還命令通知書

年 月 日付で交付決定をした荒川区発熱外来診療検査支援補助金について、次の理由により返還することを命じますので、通知します。

記

医療機関名	
交付決定通知番号	
返還の理由	
返還の金額	円
返還の期限	年 月 日まで
備考	

返還金は、納入通知書により返還の期限までをお願いします。